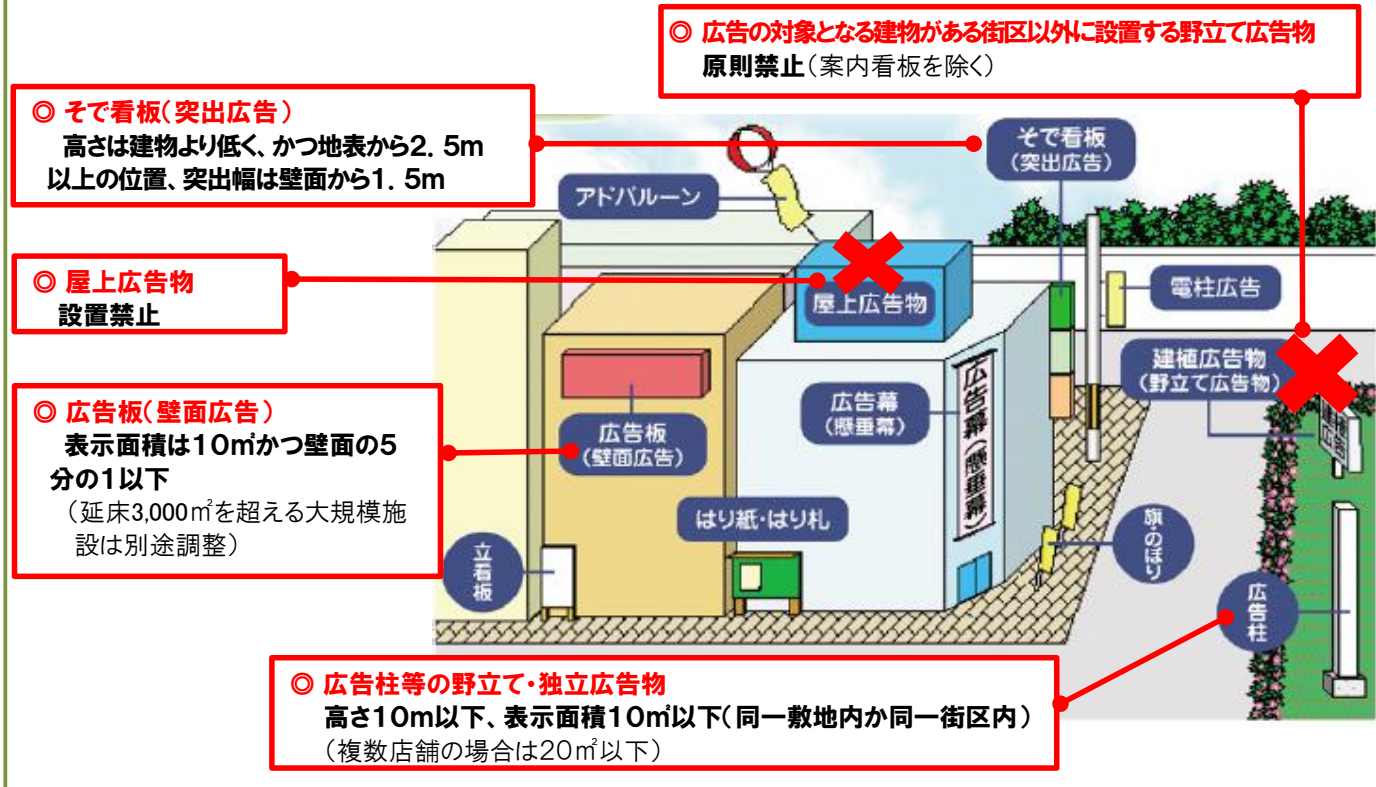


## ▼ 中心市街地における屋外広告物の制限の内容

赤枠部分がまちなか地区の設定に伴う屋外広告物の制限の内容です。



## 都市計画案の縦覧、意見書の受付について

それぞれの変更案について、下記のとおり縦覧と意見書の受付を行います。

### ▼ 縦覧期間・意見書受付期間

| 案件                           | 期間等   |                            |
|------------------------------|---|----------------------------|
| (1) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(高田南地区) | 縦覧・意見書の受付 平成28年6月27日(月)～平成28年7月11日(月)           |                            |
| (2) 都市計画道路                   | 縦覧・意見書の受付 平成28年6月27日(月)～平成28年7月11日(月)           |                            |
| (3) 高田地区地区計画                 | 原案について  | 案について                      |
|                              | 縦覧 6月27日(月)～7月11日(月)<br>意見書受付 6月27日(月)～7月19日(火) | 縦覧・意見書受付 7月27日(水)～8月10日(水) |
| 時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)  |   |                            |

※ 地区計画は、制度上、まず原案について縦覧と意見書受付を行い、その意見書を踏まえて検討した案について、改めて縦覧と意見書受付を行います。

### ▼ 意見書提出方法

下記提出先へ持参又は郵送で提出してください。(各意見書受付期間の末日の消印有効)  
様式は任意ですが、「意見書」と表記し、案件名、住所、氏名、電話番号を記入してください。  
提出された意見は、意見の要旨を陸前高田市都市計画審議会に提出します。  
個別には回答しませんのでご了承願います。

### ▼ 縦覧場所・意見書提出先

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5  
陸前高田市役所 3号棟1階 建設部都市計画課 ☎0192-54-2111(内線302)

### ▼ 都市計画変更のスケジュール

縦覧・意見書の受付後、陸前高田市都市計画審議会を経て、平成28年9月頃の変更決定を予定しております。

## 都市計画の変更等に関する問い合わせ先

陸前高田市建設部都市計画課 ☎0192-54-2111(内線302)

## ニュース① 高田地区の都市計画等の変更に関する説明会・縦覧等のお知らせ ＜説明会は6月24日(金)・25日(土)に開催＞

復興事業の進捗に伴い、高田地区の地区計画、津波拠点、都市計画道路の変更を予定しており、これらに関する説明会を開催します。

説明会では、中心市街地の建築着工時期や、国道45号線の計画についてもお知らせします。

また、都市計画の変更案の縦覧及び意見書の受付を行います。都市計画変更案に意見のある市民及び利害関係者は、受付期間内に陸前高田市長に対して意見書を提出できます。

### 都市計画の変更等の内容

- ① 高田地区地区計画の変更  
〔内容〕中心市街地における建築着工が近づく中、調和のとれた賑わいのあるまちなかとなるよう、屋外広告物の規制を盛り込みます。
- ② 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(高田南地区)の変更  
〔内容〕事業の進捗に合わせ、計画を一部変更します。
- ③ 都市計画道路3・3・13裏田中和野線の変更  
〔内容〕区域の一部拡大(南幹線より海側区間を45号線まで延伸)及び一部除外(北幹線より山側区間の廃止)を行います。

### 「高田地区の都市計画等に関する説明会」の開催概要

#### ◆ 日時

平成28年6月24日(金)午後7時～  
平成28年6月25日(土)午前10時～  
※ 両日とも同内容となります。

#### ◆ 場所

陸前高田市役所4号棟第6会議室

#### ◆ 説明項目

##### ▼ 都市計画の変更について

- ① 高田地区地区計画の変更原案  
※ 合わせて、魅力的なまちなかづくりの基本的考え方、屋外広告物の規制・誘導についての説明を行います。
- ② 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(高田南地区)の変更案
- ③ 都市計画道路3・3・13裏田中和野線の都市計画の変更案

##### ▼ その他

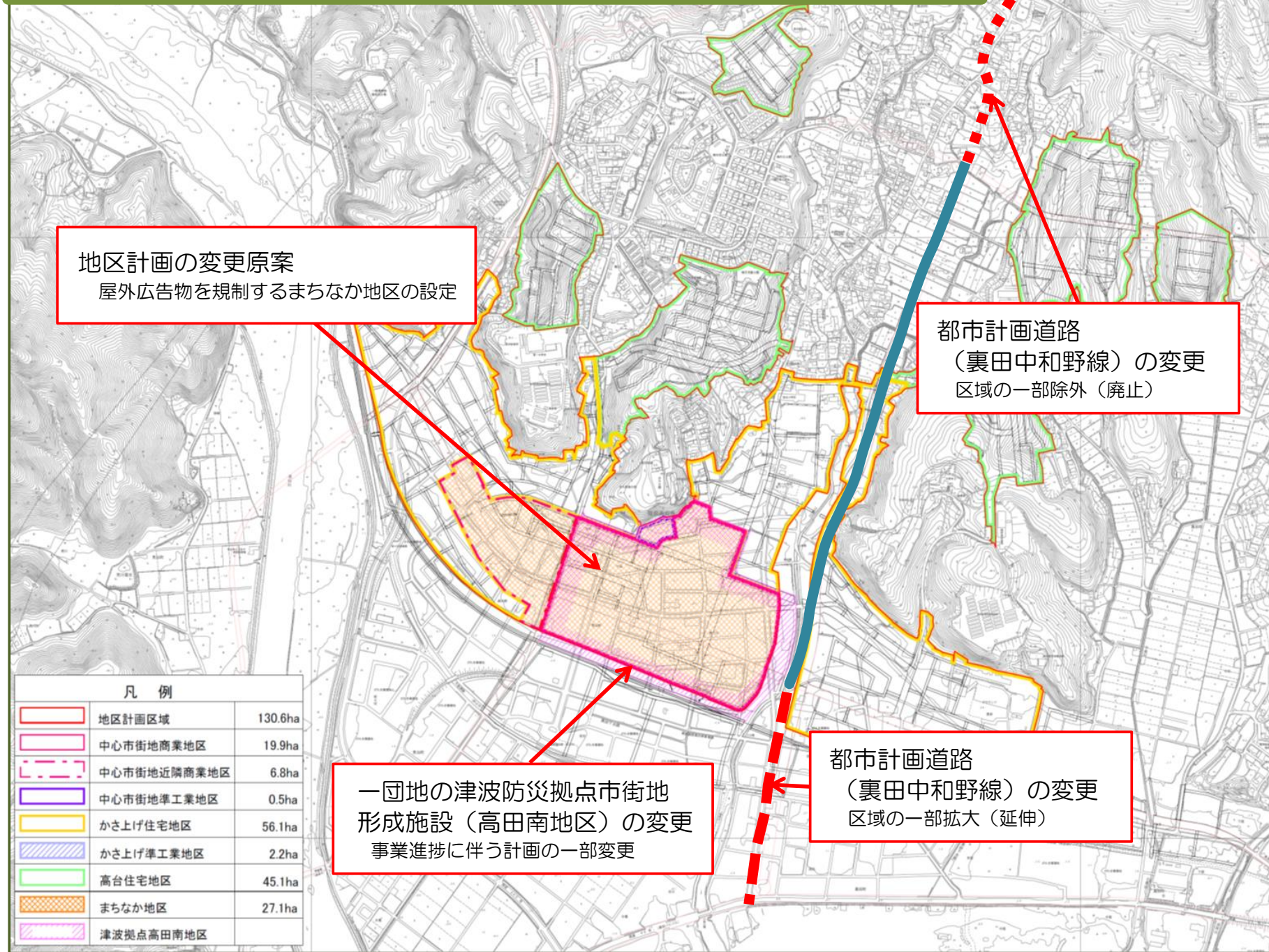
- ④ 公共建築物等のデザインのあり方
- ⑤ 高田地区(中心市街地)における建築着工可能時期  
※ 高田地区土地区画整理事業の進捗に伴い、かさ上げ部である中心市街地では、今年の夏から、順次、建築工事が可能になりますので、その予定を説明します。
- ⑥ 復興祈念公園内の国道45号線かさ上げについて  
※ ⑥については、国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所が説明します。



＜高田地区中心市街地のイメージ＞



高田地区地区計画、津波拠点(高田南地区)、都市計画道路(裏田中和野線)の変更案



中心市街地における屋外広告物の規制について

「魅力的なまちなかづくりの基本的考え方」を基に、中心市街地の屋外広告物については、特に守っていただきたい項目に絞って、地区計画で制限することを検討しています。

▼ 魅力的なまちなかづくりの基本的考え方

「魅力的なまちなかづくりの基本的考え方」は、商工会や子育て支援団体などのご意見いただきながら、中心市街地が、陸前高田ならではの魅力と賑わいのあるまちなかとなるよう、お店などをつくる際に、ご配慮いただきたい事柄をまとめたものです。

4つの基本的な考え方 —魅力あるまちなかづくりを進めるために—

- 1 陸前高田ならではの良さが感じられるまちづくり
  - 海と山と川に囲まれた陸前高田の風土や、地場産材などの地域資源を活かしたまち。
  - 人への優しさや人と人とのつながりを大切に、おもてなしとあたたかみの心を持ったまち。
- 2 歩いて楽しく、車でも便利なまちづくり
  - 開放的で立ち寄りたくなるようなお店が並び、歩いて楽しいまち。
  - お店から近い場所に公共駐車場があり、車でも便利なまち。
- 3 魅力あるまちなみづくり
  - お店と通りが一体となり、中心市街地としての個性や賑わいをつくっていくまち。
  - 店先などの植栽を工夫し、花や緑で四季の変化が感じられるまち。
- 4 人に優しく快適なまちづくり
  - 小さな子ども達や高齢の方、障がいのある方など、全ての方々が楽しく過ごせるまち。
  - 災害時の迅速な避難誘導など、安心・安全のまち。

《建物の計画にあたってご配慮いただきたい事柄》

- 本丸公園通り / 鉤型街路
- 建物の壁面の位置をそろえましょう  
建物の壁面の位置をそろえることで、まちなかの賑わいと連続性・一体感が生まれます。
  - 敷地の前面に駐車場は設けないようにしましょう  
お客さま用の駐車場は、敷地の道路に面した部分には設けず、各所に整備する公共駐車場を活用しましょう。歩行者の安全が確保でき、まちなかの賑わいづくりに繋がります。
- ※ これ以外の通りや街区についても、今後検討を進めていきます。

まちなか全体について

- 建物の用途  
商業地としての賑わいや連続性に配慮し、今泉高田連絡線より東側の区域では、住居のみを目的とする建物はさけるようにしましょう。  
店舗併用住宅は、1階と2階で店舗と住居を分けるなど、別事業者にも賃貸可能な間取りにしましょう。
- 建物の高さ・色  
通りや街区ごとに建物の階数を一定以下にするなど、まちなみの連続性に配慮した建物の高さとしましょう。  
建物の屋根や外壁などは、原色系の色づかいはさけましょう。
- ユニバーサルデザイン  
店舗の出入口の段差をなくしたり、通路の幅を十分に確保するなど、ユニバーサルデザインに配慮しましょう。  
大型の施設には、多機能トイレや授乳室などを設置していきましょう。
- 屋外広告物 (今後、市がルールを定めます)  
まちなかの景観を維持するために、高さ・大きさ・色などのルールをつくっていきます。



- ① 本丸公園
- ② 市神様
- ③ まちなか広場
- ④ 図書館
- ⑤ 大型商業施設
- ⑥ (仮称)市民文化会館
- ⑦ イベント広場
- ⑧ 川原川公園
- ⑨ (仮称)一本松記念館
- ⑩ 新陸前高田駅 公共駐車場

※ この図はイメージであり、今後変更の可能性あります。